

登録販売者制度、何が変わったの？

④ 経験要件について（具体例編）

登録販売者制度、何が変わったの？

このコンテンツでは、登録販売者の経験要件の具体例について説明します。

法令及び通知の表記方法（1 / 2）

正式名	表記方法
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	施行令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	施行規則
薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令	体制省令

以降のスライドでは、法令及び通知を表記方法欄のように略してお伝えします。

法令及び通知の表記方法（2 / 2）

正式名	表記方法
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」 （平成26年厚生労働省令第92号）	改正省令
登録販売者制度に関するQ&Aについて （平成27年3月13日付事務連絡）	Q&A
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について （令和3年7月30日 薬生発0730第12号）	令和3年 改正省令通知
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について （令和5年3月31日 薬生発0331第14号）	令和5年 改正省令通知
登録販売者制度の取扱い等について （令和5年3月31日 薬生発0331第16号）	登録販売者制度 通知

こちらも同様に、表記方法欄のようにお伝えします。

目次

- (1) 過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合
- (2) 過去5年間の実務・業務経験が1年2か月の場合
- (3) 過去5年間の実務・業務経験がない場合
- (4) 令和5年改正省令通知による変更点

このコンテンツは、スライドに示している内容と順番で説明していきます。

今回お示しする具体例は、あくまで一例です。

管理者になろうとする人が要件を満たしているか不明な場合は、
管轄する保健所にお問合せください。



登録販売者が、第二類医薬品及び第三類医薬品のみを販売する店舗販売業の管理者になるための要件に限定して解説しています。

今回お示しする具体例は、あくまで一例です。

管理者になろうとする人が要件を満たしているか不明な場合は、管轄する保健所
にお問合せください。

(1) 過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合



Aさん

登録販売者（研修中）として2年間（24か月）働きました！

月当たりの勤務時間：**120時間**

≥ 80時間

業務経験：2年（過去5年間）

ここからは、様々な経験のパターンについて、管理者要件を満たしているか、確認していきましょう。

まず、過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合です。

3年前に登録販売者試験に合格し、販売従事登録を終えたAさん。

ドラッグストアに就職し、研修中の登録販売者として2年間働いてきました。

月当たりの勤務時間が120時間だったので、ひと月の勤務時間が80時間以上あります。

つまり2年間の勤務は、業務経験として数えることができます。

次に、2年間の業務経験について、図で見えてみましょう。

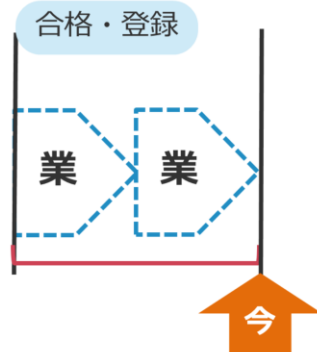
(1) 過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合

■: 1年間の実務経験

■: 1年間の業務経験

■: 1年間の離職

破線は管理者要件を満たさない期間を表す



管理者要件



- ・月当たり勤務時間：120時間
- ・実務経験：2年間

図の青の矢印は1年間の業務経験を表しています。

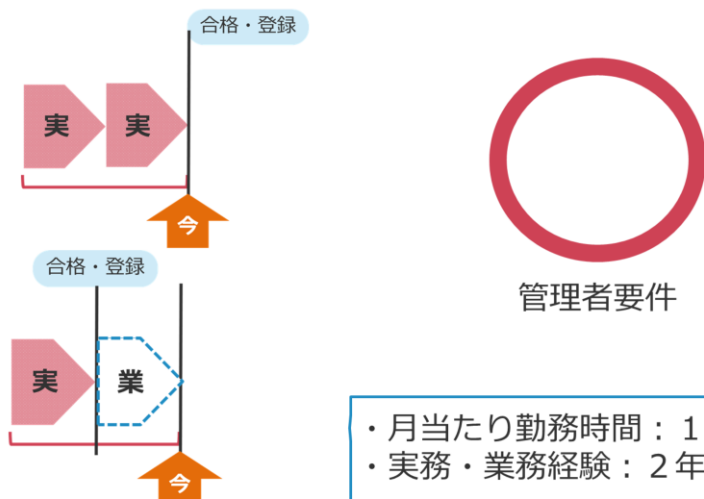
破線の矢印は、管理者要件を満たさない期間を表しています。

月当たりの勤務時間が120時間であり、80時間以上のため、この2年間は業務経験にカウントすることができます。

よって、Aさんは管理者要件を満たしています。

(1) 過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合

▶ : 1年間の実務経験 ▶ : 1年間の業務経験 ▶ : 1年間の離職
破線は管理者要件を満たさない期間を表す

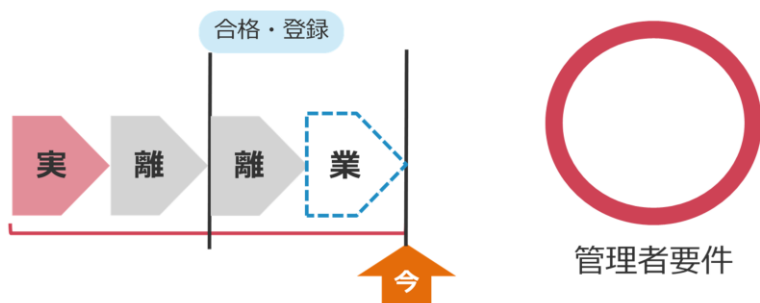


実務経験が2年以上の場合や、実務経験と業務経験を合わせて2年以上の場合も、管理者要件を満たしています。

図の桃色の矢印は、1年間の実務経験を表しています。

(1) 過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合

▶ : 1年間の実務経験 ▶ : 1年間の業務経験 ▶ : 1年間の離職
破線は管理者要件を満たさない期間を表す



- ・月当たり勤務時間：120時間
- ・実務・業務経験：2年間

離職期間がある場合も、過去5年間の実務経験または業務経験が合計して2年以上あれば、管理者要件を満たします。
図の灰色の矢印は、1年間の離職期間を表しています。

(1) 過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合



Bさん

登録販売者（研修中）として2年間（24か月）
アルバイトしました！
管理者になれる？

月当たりの勤務時間：**40時間**

< 80時間

業務経験：2年（過去5年間）

過去5年間の実務・業務経験が2年ある場合で、管理者要件を満たさないパターンについて紹介します。

大学生のBさんは登録販売者試験に合格し、販売従事登録を終えました。
その後2年間、ドラッグストアで研修中の登録販売者として、アルバイトしてきました。
大学卒業後は、同じお店で、勤務時間を増やして登録販売者として働く予定です。

アルバイト期間の勤務時間は月当たり40時間だったので、ひと月の勤務時間が80時間未満です。

この場合の業務経験についても、図で見してみましょう。

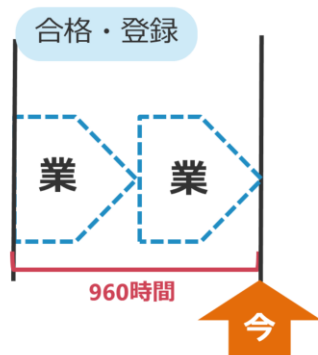
(1) 過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合

■: 1年間の実務経験

■: 1年間の業務経験

■: 1年間の離職

破線は管理者要件を満たさない期間を表す



管理者要件



- ・月当たり勤務時間：40時間
- ・業務経験：2年間（合計960時間＝月40時間×24か月）

これまでの勤務時間が月当たり80時間以上を満たしていないため、合計時間が重要となります。

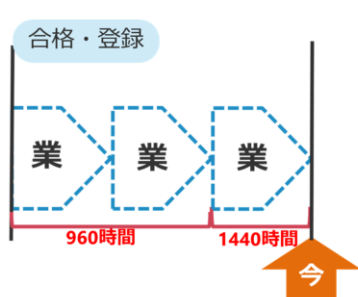
2年間の勤務時間の合計を計算してみると、月当たり40時間の勤務であったため、合計960時間となります。

この場合、業務経験は2年間ありますが、月当たりの勤務時間が短く、合計1920時間以上を満たしていないため、管理者要件を満たしていません。

ではさらに1年間、管理者要件を満たさない登録販売者として勤務した後はどうでしょうか。

(1) 過去5年間の実務・業務経験が2年以上の場合

 : 1年間の実務経験
  : 1年間の業務経験
  : 1年間の離職
 破線は管理者要件を満たさない期間を表す



管理者要件



- ・ 月当たり勤務時間：40時間（2年間）
120時間（1年間）
- ・ 業務経験：3年間（合計2400時間＝月40時間×24か月
＋月120時間×12か月）

大学卒業後は、月当たり120時間働くとします。

大学卒業後、1年間管理者要件を満たさない登録販売者として勤務した場合、業務経験は合計3年となります。

月当たり80時間以上勤務した期間は1年間のため、この場合も合計時間が重要になります。

アルバイト時の勤務時間は合計960時間でした。

大学卒業後は月当たり120時間働いているので、卒業後の勤務時間は合計1440時間となります。

3年間の勤務時間は合計2400時間で、1920時間以上となるため、管理者要件を満たします。

(2) 過去5年間の実務・業務経験が1年2か月の場合



Cさん

登録販売者（研修中）として1年2か月（14か月）働きました！

月当たりの勤務時間： **120時間** < 160時間

業務経験：1年2か月（過去5年間）



管理者要件

次は、過去5年間の実務・業務経験が1年2か月の場合です。

管理者要件を満たさない、研修中の登録販売者として1年2か月勤務したCさん。
月当たりの勤務時間は120時間でした。

勤務期間が1年以上2年未満の場合、月当たりの勤務時間が160時間以上の時に、勤務期間を業務経験としてカウントすることができます。

Cさんの月当たりの勤務時間は120時間なので、ひと月の勤務時間が160時間以上ありません。

また、月当たりの勤務時間に関わらず、過去5年間の勤務時間の合計が1920時間以上の場合も業務経験としてカウントすることができますが、Cさんは1年2か月の間の勤務時間の合計も、1680時間で、1920時間以上ないので、この条件では管理者要件を満たしません。

では月当たりの勤務時間が160時間だった場合はどうでしょうか。

(2) 過去5年間の実務・業務経験が1年2か月の場合



Cさん

登録販売者（研修中）として1年2か月（14か月）働きました！

月当たりの勤務時間：**160時間** $\geq$ 160時間

業務経験：1年2か月（過去5年間）

・継続的研修
・追加的研修
の**両方**を**修了**！

管理者要件

・継続的研修
の**み**を**修了**・・・

・追加的研修
の**み**を**修了**・・・

どちらの研修も
受けていない・・・



管理者要件

勤務期間が1年以上2年未満の場合、月当たりの勤務時間が160時間以上の時に、勤務期間を業務経験としてカウントすることができます。

今回、月当たりの勤務時間は160時間なので、1年2か月を業務経験としてカウントできます。

この場合、継続的研修及び追加的研修を修了していれば、管理者要件を満たします。

しかし、片方の研修を修了していない場合や、両方の研修を修了していない場合は、管理者要件を満たしません。

(3) 過去5年間の実務・業務経験がない場合



Dさん

9年前、ドラッグストアで登録販売者（管理者）として勤務していました。

久しぶりに登録販売者として働きます。

月当たりの勤務時間：**100時間**

業務経験：2年（過去5年間の業務経験なし）

管理者経験：**あり**

次に、過去5年間の実務・業務経験がない場合です。

9年前にドラッグストアで管理者として勤務した経験のあるDさん。

2年間管理者として勤務していましたが、ドラッグストアから退職し、しばらく登録販売者としての業務を行っていませんでした。

当時の月当たりの勤務時間は100時間でした。

今年ドラッグストアに再就職したDさんは管理者要件を満たしているでしょうか。

Dさんの業務経験について、図で見てください。

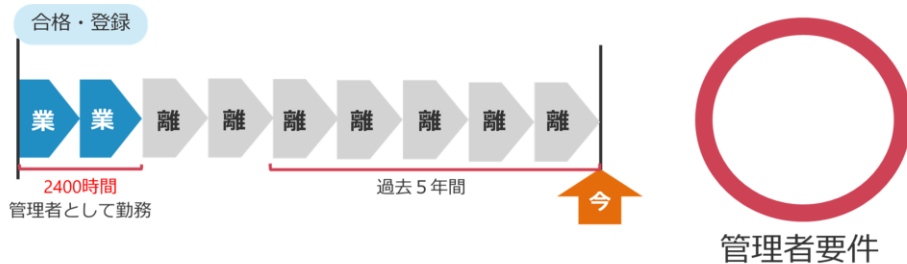
(3) 過去5年間の実務・業務経験がない場合

■：1年間の実務経験

■：1年間の業務経験

■：1年間の離職

破線は管理者要件を満たさない期間を表す



・過去5年間は業務経験なし、管理者経験あり

・月当たり勤務時間数：2400時間（2年間）

（平成21年6月1日以降）

≥ 1920時間

Dさんは、過去5年間の実務経験または業務経験はありません。

しかし、平成21年6月1日以降である9年前に2年間の業務経験があり、当時ドラッグストアの管理者として勤務しています。

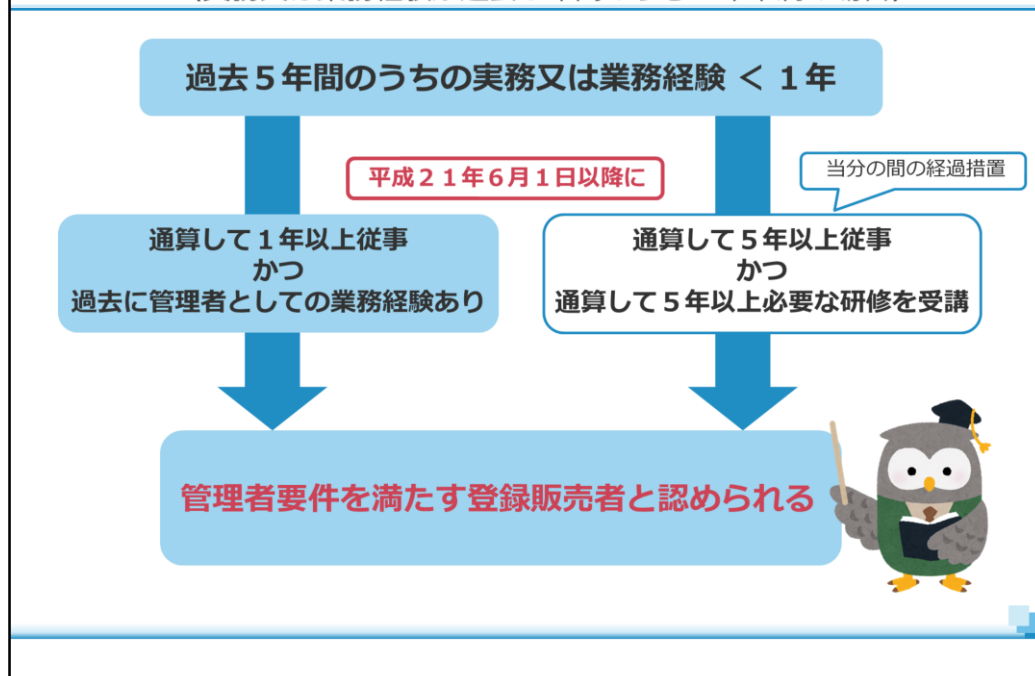
当時の月当たり勤務時間は100時間で、合計すると2400時間となり、合計1920時間以上となります。

よって、管理者要件の「従事期間が通算して1年以上であり、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験のある者」となるため、管理者要件を満たします。

(4) 令和5年改正省令通知による変更点

17

(実務又は業務経験が過去5年間のうち1年未満の場合)



最後に、令和5年改正省令通知による変更点について説明します。

令和5年4月の省令改正により、実務又は業務経験が過去5年間のうち1年を下回っている場合でも、平成21年6月1日以降に通算して1年以上の実務又は業務経験があり、かつ、過去に店舗管理者としての業務経験があれば、管理者要件として認められることとなりました。

さらに、当分の間の経過措置として、平成21年6月1日以降に通算して5年以上の実務又は業務経験があり、かつ、一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するために必要な研修を通算して5年以上受講している場合も管理者になることができます。

詳細は、令和5年改正省令通知及び登録販売者制度通知を御確認ください。

以上で「④経験要件について（具体例編）」の
コンテンツは終了です。
御視聴いただき、ありがとうございました。



以上で「④経験要件について（具体例編）」のコンテンツは終了です。
御視聴いただき、ありがとうございました。